

平成26年2月臨時会

# 議案説明資料

警察本部

平成26年2月臨時会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成26年1月30日専決)	監察官室	1
	(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成26年1月30日専決)	監察官室	2
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成26年1月30日専決)	監察官室	3

<p>区分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成26年1月30日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年1月30日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 和解の相手方                  岡山県美作市 個人                  (2) 和解の要旨                  県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金101,002円を支払うものとする                  こと。                  (3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成25年10月6日 午後4時40分頃                  イ 事故発生場所                  鳥取市松並町二丁目地内                  ウ 事故の状況                  鳥取県警察本部警備部外事課所属の職員が、警備用務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で走行していたところ、右方から直進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;                  ・損害賠償額101,002円                  うち、保険支払額71,002円、県費支出額30,000円（免責額3万円）                  ・県側車両損害額38,955円                  うち、相手方からの賠償額3,896円、県実質負担額35,059円</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成26年1月30日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年1月30日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 岩美郡岩美町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を7割とし、県は、損害賠償金228,232円を支払うものとする こと。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成25年10月8日 午後11時50分頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市福部町湯山地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、交通用務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、一時停止をした後、交差点へ進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償額228,232円 うち、保険支払額198,232円、県費支出額30,000円（免責額3万円）</li> <li>・県側車両損害額409,216円 うち、相手方からの賠償額122,765円、県実質負担額286,451円</li> </ul>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成26年1月30日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年1月30日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 境港市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金175,219円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生日 平成25年10月24日 午後7時頃</p> <p>イ 事故発生場所 境港市昭和町地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県境港警察署所属の職員が、交通用務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、道路脇で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方に駐車中の和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償額175,219円 うち、保険支払額145,219円、県費支出額30,000円（免責額3万円）</li> <li>・県側車両損害額0円（廃車する同型車の部品流用で修理費なし） うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額0円</li> </ul>

